

吉川市職員採用試験受験案内



吉川市が求める人材

吉川市では、理想の職員像を「チャレンジ精神と経営センスを持ち、絶えず自己と仕事の変革に取り組む職員」としています。

つまり、去年と同じようにやればいい、言われたことだけをやればいい・・・のではなく、さらに住民サービスを向上させるためにはどうしたらよいか、それを自ら考え、チャレンジし、変革できる人こそ、吉川市が求めている人材です。

第1次試験<日程> 平成29年9月17日(日)

<会場> 吉川市役所第二庁舎(予定)

※受験申込状況により、会場が変更となる場合があります。

募集職種等

▼平成30年4月1日採用予定

試験区分		採用予定 人数	受験資格	
記号	職種			
H	一般事務(中級)	若干名	平成8年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方	
I	一般事務(初級)		平成10年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方	
J	一般事務(中級) [身体障がい者対象]	若干名	平成8年4月2日から 平成10年4月1日まで に生まれた方	次の①～③のすべてに該当する方 ①身体障害者手帳の交付を受けている ②自力により通勤ができ、かつ介護者なし に職務を遂行できる ③活字印刷文により筆記試験が可能である
K	一般事務(初級) [身体障がい者対象]		平成10年4月2日から 平成12年4月1日まで に生まれた方	

※次に該当する人は地方公務員法第16条の規定により受験できません。

- ①成年被後見人又は被保佐人
- ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ③吉川市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

応募方法



▼提出書類

書 類	対 象
① 申込書兼整理票・受験票（様式1）	受験者全員
② 履歴書（様式2又は様式3のいずれか） ・高等学校新規卒業予定者以外の方・・・様式2 ・高等学校新規卒業予定の方・・・・・・・・様式3	受験者全員
③ 身体障害者手帳の写し	試験区分J・Kを受験される方
④ 返信用封筒 ※詳細は、申込方法の郵送欄をご覧ください	郵送で申し込まれる方

※①、②にそれぞれ写真（縦4cm、横3cm）を貼り、記入に当たっては、様式1に添付されている「記入上の注意」を参照してください。

▼申込方法（直接提出または郵送）

区分	項目	説明、注意事項など
直接提出	受付期間	平成29年7月24日（月）～8月7日（月） （土・日曜日を除く、午前8時30分～午後5時まで）
	受付場所	吉川市役所本庁舎2階 政策室職員担当窓口
郵送	受付期間	平成29年7月24日（月）～8月2日（水）の消印有効
	宛先	〒342-8501 埼玉県吉川市吉川二丁目1番地1 吉川市役所 政策室職員担当 宛 ※封筒の表面に「採用試験申込書在中」と朱書きして、簡易書留郵便で送付してください（普通郵便等による郵送事故等については、責任を負いません）。
	その他	受付後に受験票を送付しますので、次の返信用封筒を同封してください。 ・長型3号（23.5cm×12cm） ・表面に受験者の郵便番号、住所、氏名（様を付ける）を記入 ・392円分の切手を貼付（簡易書留郵便にて返送します） ※なお、8月14日（月）までに受験票が届かない（返送されない）場合は、8月15日（火）午後5時までに必ず電話でご連絡ください。

試験内容

試験	職種	試験内容		合否通知
第1次試験 【筆記試験】 9/17（日）	一般事務 （中級・初級）	教養試験 （120分）	公務員として必要な一般知識及び知能についての多肢択一式試験	第1次試験受験者 全員に郵送 （10月中旬）
		作文試験 （60分）	公務員として必要な文章作成能力及び課題に対する理解力についての記述式試験	
第2次試験 （10月下旬～ 11月上旬）		個別面接、心理適性検査	第2次試験受験者 全員に郵送 （11月中旬）	

※一般事務の第1次試験の終了予定時刻は午後2時10分です。

※第2次試験の日時や会場等については、合格通知にてお知らせいたします。

※最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、平成30年4月1日（予定）以降に採用されることとなります。

注意事項

- (1) 提出された書類は、返却いたしません。
- (2) 提出書類の記載事項に虚偽等があった場合は、採用内定を取り消すことがあります。
- (3) 受験に当たり、介添え等が必要な場合は、お申込みの際に申し出てください。
- (4) 次のとおり、採用試験に関する自己情報の簡易開示を行います。

開示請求できる方	開示内容	開示期間	開示場所
試験不合格者 (本人来庁の場合に限る)	順位	各発表日から6か月間 (土日祝日を除く午前8時30分～午後5時)	吉川市役所本庁舎2階 政策室(職員担当)

給与・勤務条件(平成29年4月1日現在)

(1) 給与

①卒業後、直ちに採用された場合の初任給(地域手当含む)

区分	初任給	備考
短大卒	177,656円	職歴などがある場合は、 この金額に所定の額が加算されます。
高校卒	165,148円	

②各種手当

支給要件に該当する人には、通勤手当、住居手当、扶養手当、時間外勤務手当などが支給されます。

③賞与

6月と12月に、期末手当及び勤勉手当が支給されます。

(2) 勤務時間及び休日・休暇

勤務時間は、午前8時30分から午後5時までで、土・日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)が休みとなります。ただし、配属先によって異なる場合があります。

また、休暇制度として、年次有給休暇(年間20日付与)、結婚・出産・忌引きなどの場合に与えられる特別休暇、疾病療養のための病気休暇などがあります。

(3) 福利厚生

共済制度により、住宅、自動車などの購入時に利用できる低利の貸付や、ディズニーランドや映画館、スポーツクラブ、飲食店などの割引制度、契約旅館などの補助制度があります。

(4) 子育て支援制度

- ・子供が3歳になるまでの間休業できる、育児休業制度
- ・小学校就学前の子供を養育するため、1日2時間まで取得できる部分休業制度
- ・小学校就学前の子供を養育するため、勤務日数、勤務時間を短縮できる育児短時間勤務制度
- ・1歳になるまで子供を養育するため、1日につき60分まで取得できる育児休暇制度
- ・小学校就学前の子供を看護するため、年間5日の範囲で取得できる看護休暇制度
- ・妻が出産する際に取得できる出産補助休暇制度、育児参加休暇制度

(5) メンター制度

先輩職員(メンター)が、仕事のやり方や社会人としてのマナーを教える指導・相談役となり、新規採用職員をサポートする制度です。新規採用職員には、必ずメンターが選任されます。

<お問い合わせ先>

吉川市 政策室 職員担当
〒342-8501 埼玉県吉川市吉川二丁目1番地1
電話 048-982-9695(直通)
FAX 048-981-5392